



考察

感染の可能性がないにもかかわらず、同校及び同校生徒への接触を畏怖する傾向が見られた。また、正規の教育プログラムであり、渡航制限は行われていなかったにも関わらず、生徒を派遣したことに対する非難の声があがった。

事例 2 韓国人事例

<事実経過>

患者は韓国人観光客、米国より韓国への帰途途中、トランジットで成田空港経由、都内の温泉施設に宿泊した。（宿泊施設への宿泊ではなく、休憩施設に一晩滞在した。）帰国後発症し新型インフルエンザ感染が確認された。国際保健規則（IHR）に基づき、韓国政府から日本政府に通報された。

厚生労働省の見解：

IHRに基づく通報であり、当該施設において患者と同時に滞在することにより感染した可能性があることから、宿泊した事実を公表する。

施設側の見解：宿泊したことを示す宿泊記録はなく、また公表により利用者が減少するなどの風評被害が発生する恐れがある。

東京都及び江東区の見解：江東区は厚生労働省からの依頼に基づき、施設に対して当該患

者に関する積極的疫学調査を行った。報道発表については、IHRに伴う対応であるため、東京都、江東区とも国の判断に従った。

厚生労働省と施設が感染症法にも続く公表の妥当性について協議を行ったが、最終的に厚生労働省は公衆衛生上の観点及びIHR遵守の立場からこの事実の公表を行った。

5月28日

国は施設名を公表せず、施設の種別・住所と滞在した事実のみを報道した。

「5月23日日本航空47便に搭乗していた者について<第2報>

5月23日12時39分にJL47便で成田空港に入国し、その後26日に韓国入国後にPCR検査で新型インフルエンザに感染していることが確定した韓国人乗客20歳代女性が、5月23日JL47便で成田着、東京都江東区青海の温泉施設に立ち寄り、その後、付近を観光し当該施設に一晚滞在しJL953便で出国した。なお、現在、当該患者が滞在したことによる当該施設での感染のおそれはありません。」

この際、以下の文書を添付した。

「マスコミ各社の皆様

新型インフルエンザに関する報道のお願い

患者等の立ち寄り先などの情報については、公衆衛生の確保の観点から必要最小限にとどめることとしております。貴社の取材、報道に際しましては、いわゆる風評被害などを施設等が被ることのないよう、留意をお願いします。なお、5月23日日本航空47便に搭乗していた者が立ち寄り一時滞在した施設については、既に新型インフルエンザの感染のおそれはありません。」

5月29日

温泉施設では<当館の新型インフルエンザ予防対策についてのお知らせ>をHP上で発表したが、事件については公表しなかった。

《添付資料F-2》

厚生労働省 Press Release

報道関係者各位

平成 21 年 5 月 27 日 23 ニ 45

新型インフルエンザ対策推進本部

照会先メディア班

5 月 23 日日本航空 47 便に搭乗していた者について

第 2 報

5 月 23 日 1 2 時 39 分に JL47 便（ニュー-ヨーク-成田 1）で成田空港に入国し、その後 26 日に韓国入国後に PCR 検査で新型インフルエンザに感染していることが確定した韓国人乗客 20 歳代女掛の入国後の状況について韓国当局からの情報は以下のとおりです。<なお患者からの申し立てを韓国当局が聴取したものです。

5 月 23 日 12 時 39 分

14 時頃 JL47 便（ニュー-ヨーク-成田 1）で成田着

17 時頃成田空港-新橋-お台場東京都江東区青海の温泉施設に立ち寄り、その後、付近を観光

21 時頃当該施設に-晩滞在

5 月 24 日朝熱感、のどの痛み、二咳、寒気を感じる

9 時頃東京テレコム駅-上野-成田空港

1 5 時 40 分 JL953 便で成田-仁川で出国

すべての日程で患者と同行していた韓国人女性については、韓国帰国後の PCR 検査で新型インフルエンザ陰性の結果であったとの情報を得ています。

なお、現在、当該患者が滞在したことによる当該施設での感染のおそれはありません。

CDC ガイダンスによると、インフルエンザウイルスはヒトへの感染力は環境中では 2-8 時間と報告されています。

5 月 23 日 21 時から 24 日朝までに当該施設に滞在された方でご心配な方はお近くの発熱相談センター等にご相談ください。

《添付資料 F-3》

＜当館の新型インフルエンザ予防対策についてのお知らせ＞

当館では新型インフルエンザの予防対策として、厚生労働省作成の「事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドライン」に沿って、お客様用に正面入り口各トイレに消毒液を設置しております。

当館をご利用の際には、入館時ならびにご利用途中での手指の消毒にご協力ください。

正面入り口 正面入り口 トイレまた、従業員には手指の消毒ならびにうがいの義務化を実施するなど、引き続き安心・安全な施設運営に万全を期すための適切な安全衛生管理を実施して参ります。

今後とも当館をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

大江戸温泉物語 お台場支配人

＜報道発表＞

新聞紙上では施設種別及び住所は記載されたが、施設名は報道されなかった。

なお、現在国の報道発表資料から本報道資料は削除されている。

＜考察＞

公表することによる感染拡大防止のための公衆衛生上の意義と、公表により生じる個人・組織等の風評被害防止の二律背反の考え方がある。

本事例においては、公表により当該患者と同時に本施設を利用した住民に対して、疑われる症状が発生した際の速やかな受診を促すことにより、感染拡大防止につながる。一方で、当時新型インフルエンザ感染に対する不安は強く、患者が所在した施設の利用が減少する可能性はかなり高かった。厚生労働省の発表内容は感染のリスクを当該患者の滞在時期に限定し、公表時現在の感染リスクは否定しており、両者に配慮している。しかしながら、当時住民がそうした冷静な判断を行えたかは疑問であり、風評被害は起こりえたと考えられる。このため、感染予防に対する普及啓発が基盤であることを留意する必要がある。

参考 感染症法

(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

添付資料



Press Release

報道関係者 各位

平成21年5月20日
新型インフルエンザ対策推進本部
照会先:メディア班
(電 話) 03(3503)6040
内線(8778、8779、8780)

【第一報】

東京都八王子市における新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)が
確定された患者の発生について

5月20日、東京都八王子市において、アメリカから帰国した方一名について、新型インフルエンザ(インフルエンザ、A/H1N1)の患者の届出がございましたので、現時点での状況及び行政の対応について報告いたします。

1 患者に関する情報

(1) 概要

患者は、東京都八王子市在住でアメリカ(ニューヨーク)に5月11日から18日まで滞在歴のある10代日本人女性。5月19日に帰国。便名はCO(コンチネンタル航空)09便(ニューアーク発成田空港着)。女性は機中より発熱等の症状があったが、検査所が実施するインフルエンザ簡易検査ではインフルエンザA型陰性、B型陰性であった。5月20日、八王子市内の感染症指定医療機関を受診し、インフルエンザ簡易検査にてインフルエンザA型陽性、B型陰性であり、東京都健康安全研究センターでPCR検査を実施。新型H1(+)であったため、新型インフルエンザ(インフルエンザ、A/H1N1)患者(八王子01)として、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部に報告があった。

(2) 患者の状況

5月20日現在、発熱(38℃以上)・鼻汁・咽頭痛・咳の症状が出ている。

(3) 患者が搭乗していた飛行機の便名

5月19日 CO(コンチネンタル航空)09便(NW6009共同運航便)

※ 現在、八王子市保健所において、患者の行動及び接触者状況等について調査中。

※ 今回報告した1名を加えて、全国の累計患者数は252名となりました。

平成21年5月20日 第9号

新型インフルエンザに関する東京都の対応等について（第36報）

（確定例の届出について）

平成21年5月20日
東京都感染症対策本部
福祉保健局

平成21年5月20日、八王子市保健所より、米国ニューヨークから帰国した16歳女性（高校生）について、新型インフルエンザ患者（確定例）の届出が厚生労働省に出されたとの報告があったので、当該届出の概要等につき、以下のとおりお知らせします。

1 概要

患者は、八王子市在住の16歳の女性、川崎市内の高校に在学中、平成21年5月11日から18日まで米国ニューヨークに滞在、帰国より発熱などの症状あり、5月20日八王子市内の感染症指定医療機関を受診し、迅速診断キットでインフルエンザA型陽性が確認されたため、東京都健康安全研究センターにおいて遺伝子検査を実施したところ、新型インフルエンザ（A/H1N1）が確認された。

2 現在の患者の状況

5月20日の時点において、発熱、咳、咽頭痛、鼻汁等がある。現在、八王子市内の感染症指定医療機関に入院中である。

3 積極的疫学調査

現在、関係者等の詳細について確認対応中。

平成 21 年 5 月 20 日
東京都感染症対策本部
福 祉 保 健 局

新型インフルエンザに関する東京都の対応等について(第36報)

(確定例の届出について)

平成 21 年 5 月 20 日、八王子市保健所より、米国ニューヨークから帰国した 16 歳女性（高校生）について、新型インフルエンザ患者（確定例）の届出が厚生労働省に出されたとの報告があったので、当該届出の概要等につき、以下のとおりお知らせします。

1 概要

患者は、八王子市在住の 16 歳の女性。川崎市内の高校に在学中。平成 21 年 5 月 11 日から 18 日まで米国ニューヨークに滞在。機中より発熱などの症状あり。5 月 20 日八王子市内の感染症指定医療機関を受診し、迅速診断キットでインフルエンザ A 型陽性が確認されたため、東京都健康安全研究センターにおいて遺伝子検査を実施したところ、新型インフルエンザ（A/H1N1）が確認された。

2 現在の患者の状況

5 月 20 日の時点において、発熱、咳、咽頭痛、鼻汁等がある。現在、八王子市内の感染症指定医療機関に入院中である。

3 積極的疫学調査

現在、接触者等の詳細について確認対応中。

【お問い合わせ先】

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 前田、大井

03-5320-4403、4480

内線 34-318、34-310

添付資料 E-3

H21. 5. 20 記者会見 22:05～23:00

Q1. 病院名は東京医科大学八王子医療センターでよいか？

A1. 病院は、八王子市内の感染症指定医療機関である。

Q2. 通学している学校は私立高校なのか？

A2. 学校内における感染ではないので、学校名の公表は控える。

Q3. 校内で具合が悪い人はいないか？

A3. 現在調査中である。

Q4. 濃厚接触者への現在の対応は？

A4. タミフルの予防投与を行ったと聞いている。

Q5. 本人は成田からどうやって帰宅したか？

A5. リムジンバスで多摩センターまで行き、京王線、JR横浜線を使用したと聞いている。

Q6. 車内の感染の危険性はないのか？

A6. 本人はマスクを着けており、感染防止対策は行っていた。

Q7. 帰宅から、病院受診まではどうしていたのか？

A7. 19:20頃帰宅し、その後は自宅で経過観察して、翌日10時に保健所の庁有車で医療機関を受診している。

Q8. 熱は何度あったのか？

A8. 38.9℃。病院に受診した際の体温である。

Q9. ニューヨークへは何の目的で旅行したのか？

A9. 学校の企画に参加したと聞いている。

Q10. 企画の参加者は何人いたのか？

A10. 不明である。

Q11. コンチネンタル航空の何便か？成田到着の時間は？

A11. コンチネンタルの9便である。到着時間は13時55分。

Q12. 帰宅前に母に連絡を入れたのはいつか？

A12. バスに乗る前だと考えられる。

Q13. リムジンバスの同乗者は何人か？

A13. 現時点では不明だが、本人は一番前に座って、マスクをして乗っていたと聞いているの

で、乗客への感染リスクは少ないと思われる。

Q14. 本人の接触者はどのくらいいるのか？

A14. 確認中である。

Q15. マスクは誰に勧められたのか？

A15. 検疫で渡されたようである。

Q16. 都内にいる同行者は何人か？

Q16. 本人のみと聞いている

Q17. 本人は今どういう治療を受けているのか？

A17. 年齢的にリレンザが使える可能性があるが、タミフルの投与がされていると聞いている。

Q18. 39度熱が出たのはいつか？

A18. 本日未明に 40.3 度まで上がった。39.8 度は医療機関受診時と考えられる。

Q19. 八王子は休校するのか？

A19. 本日 11:30PM から対策会議を開く予定。そこで検討する。

Q20. 患者の学年は高校2年か？

A20. 高校2年生である。

Q21. アメリカでニューヨーク以外の滞在先は？

A21. 現在調査中である。

Q22. 学校名を公表しない理由は？学校名を公表しないで都民の健康を守ることはできないと考える。公表すべきではないか？

A22. 今回の感染は学校内で起きたものではなく、患者は昨日帰国してから、学校には登校しておらず、学校名を公表することが感染拡大の防止のために必要であるとは考えない。したがって学校名は公表しない。

Q23. 同行者の人数は？

A23. 総勢6名と聞いている。

Q24. 他校の参加状況は？

A24. 調査中である。

Q25. 旅行は何の目的で行ったのか？

A25. いわゆる修学旅行のようなものではない。海外体験のようなものではないかと思われる。

Q26. 保護者の同伴は？高校生だけの旅行か？

A26. 保護者同伴とは聞いていない。

Q27. 旅行前に感染していた可能性は？

A27. インフルエンザの潜伏期間から判断して、あり得ない考える。

Q28. 同行者の健康状況は確認できているのか？

A28. 調査中である。

Q29. 患者の居住地は川崎か？6人中都内在住は1人か？6人の内訳は？

A29. 八王子在住である。都内は1名である。

Q30. 企画への参加以外どのような行動をとっているのか？

A30. ニューヨーク市内で買い物をしているようである。

Q31. 企画の詳細は？

A31. 調査中である。

Q32. ニューヨークでは学校に滞在したのか？ホームステイか？

A32. ホテルに滞在しているようである。

Q33. 同行者が感染していると聞いているが？

A33. 川崎市が調査をすすめている最中である。

Q34. 健安研に出されている検体は1つだけか？

A34. 1検体のみである。

Q35. リムジンバスの会社名は？

A35. 会社名は不明。成田をおおむね16時ころ出発する、多摩センター行きのリムジンバスである。多摩センターには 18:30 ころ到着する便である。

Q36. 患者が使った電車は京王線か？JR横浜線か？下車駅は？

A36. 下車駅は公表を避けたい。

Q37. 学校名を出さない理由は？帰国後、学校に行っていないのは事実か？

A37. 学校名公表が感染拡大防止に直接影響するものではないので、無用な情報の公表は避けたい。

Q38. 飛行機の中の状況は？

A38. 調査中である。

Q39. 相談センターは電話での対応か？

A39. 電話相談である。

Q40. 八王子市は発熱相談センターを設置しているのか？

A40 保健所に設置している。

Q41 東京都は感染が拡大しないと考えているのか？リスクの評価は？

A41 機内での接触者など今後慎重にフォローする必要があると考えている。患者本人は帰国後マスクを着用しているので、感染を広げる危険性は低いと考えている。電車の利用も短時間だったため、感染のリスクは低いと考えられる。

Q42 飛行機内の発熱は？

A42 本人の申告のみなので熱がどのくらいかは不明だが、機内から発症していた可能性はある。発症は日付変更線の関係もあるが、日本時間で5/19と考えられる。

Q43. 健安研の結果はいつ出たのか？

A43 21時に結果が出た。

Q44 感染はアメリカで起こったのか？

A44 最近の知見から潜伏期は3~4日程度と考えられる。アメリカ国内での感染と考えられる。

Q45 自宅から病院まではどうやって行ったのか？

A45 保健所の庁有車で病院まで行った。

Q46 患者の家族は今後どういう対応になるか？

A46 予防投与を実施することになる。

Q47 5/19 本人が母親にどこから電話したのか？

A47 空港から電話したと考えられる。

Q48 予防投与は行われたのか？

A48 新型インフルエンザと診断されたばかりであるが、処方はされていると思う。

Q49 同行者の行動は？

A49 調査中である。

Q50 現在の患者の容態は？

A51 熱はあるが、重症化はしていない。

Q51 入院勧告はかけたのか？

A51 現在手続きの最中と思われる。

Q52 PCR検査前に疑似症例の届出は出したのか？

A52 八王子市保健所が決めることであるが、今回は新型インフルエンザが強く疑われたわけではなく、PCRの結果を待って検討することにしたため、疑似症の届出は出していない。

Q53 今回の感染予防は適切か？

A53 入国時からマスクを着用させられていたこと、帰宅後は自宅から出歩かなかったことなど感染を拡大させるような行動はなかった。

Q54 アラートの発生届出は八王子保健所が主体的に行ったのか？

A54 医療機関と協議してアラートの検査を行っている。

Q55 八王子市の情報は都にも入ってくるのか？

A55 緊密に連絡を取り合っている。

Q56 接触者の調査状況はどうなっているのか？

A56 接触者については、本人に対して調査中である。本人は成田の検疫でマスクの着用を勧められて、以後、帰宅中ずっとマスクを着けていた。患者発生情報はリムジンバス会社にも提供した。

Q57 咳はしていたのか？マスクは有効か？

A57 本人の話では機内から悪寒、咳などがあったとのことである。

Q58 成田からは1人で帰ってきたのか？

A58 そのように聞いている。

Q59 駅からはどのように家まで帰ったのか？

A59 徒歩で帰ったと思う。

Q60 マスクはずっとつけていたのか？

A60 成田空港から自宅まで着用していたようである。

Q61 成田空港の検疫から接触者の情報はあったのか？

A61 搭乗便の健康観察者リストが 18 時 29 分に送られてきた。現在、都内の搭乗者がいるかどうかを確認中である。

Q62 都内の観察対象者は何名いるのか？

A62 リストを現在確認中であり、詳細は不明である。

添付資料 E-4

報道関係者 各位

平成21年5月21日 23:00
新型インフルエンザ対策推進本部
開会先:メディア班
(電話) 03(3503)6040
内線(8778, 8779, 8780)

【第二報】

東京都に大田区における新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)が
確定された患者の発生について

5月21日、東京都目黒区において、アメリカから帰国した方一名について、新型インフルエンザ(インフルエンザ、A/H1N1)の患者発生の報告がございましたので、現時点での状況及び行政の対応について報告いたします。

1 患者に関する情報

(1) 概要

患者は、東京都目黒区在住でアメリカ(フロリダサンフランシスコ)に5月6日から19日まで滞在歴のある30代日本人女性。5月19日に帰国、便名はNW(ノースウエスト航空)27便(サンフランシスコ発成田空港着)、5月20日未明に発熱(39.3℃)、医師の診察を受けた。インフルエンザ簡易検査にてA型陽性、B型陰性であった。5月21日にも発熱(38.3℃)があったため、医師の診察を受け、インフルエンザ簡易検査にてA型陽性、B型陰性であったため、東京都健康安全研究センターでPCR検査を実施。新型H1(+)であったため、新型インフルエンザ(インフルエンザ、A/H1N1)患者(大田区01)として、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部に報告があった。

(2) 患者の状況

5月21日 発熱(36.8℃)・咳・咽頭痛の症状が出ている。

(3) 患者が搭乗していた飛行機の便名

便名はNW(ノースウエスト航空)27便(サンフランシスコ発成田空港着)

- ※ 現在、目黒区保健所において、患者の行動及び接触者状況等について調査中。
- ※ 当該患者は目黒区の疑似症患者と同一人物であり、現在、大田区内の感染症指定医療機関に入院中である。
- ※ 今回報告した1名を加えて、全国の累計患者数は287名となりました。

平成21年5月21日 第10号

平成 21 年 5 月 21 日
東京都感染症対策本部
福 祉 保 健 局

新型インフルエンザに関する東京都の対応等について(第42報)

(確定例の届出について)

平成 21 年 5 月 21 日、大田区保健所より、米国サンフランシスコから帰国した 36 歳女性について、新型インフルエンザ患者(確定例)の届出が厚生労働省に出されたとの報告があったので、当該届出の概要等につき、以下のとおりお知らせします。

1 概要

患者は、目黒区在住の 36 歳の女性。職業は自由業。平成 21 年 5 月 6 日から 18 日まで米国フロリダ、カリフォルニアに滞在し、19 日に帰国。5 月 20 日未明より 39.3 度の発熱。同日区内の発熱外来を受診し、迅速診断キットで A 型陰性、B 型陰性。5 月 21 日同発熱外来を再受診し、迅速診断キットでインフルエンザ A 型陽性が確認されたため、東京都健康安全研究センターにおいて遺伝子検査を実施したところ、新型インフルエンザ(A/H1N1)が確認された。

2 現在の患者の状況

体温 36.8 度、咳、咽頭痛、全身倦怠感あり。現在、大田区内の感染症指定医療機関に入院中である。

3 積極的疫学調査

現在、接触者等の詳細について確認対応中。

【お問い合わせ先】

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 前田、大井

03-5320-4403、4480

内線 34-318、34-310

添付資料 E-6



健感発第0522002号

平成21年5月22日

各 都道府県
保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について

平成21年5月13日健感発第0513002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知(「新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について」において、検査法(昭和26年法律第201号)第18条第4項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号、以下「法」という。)第15条の3の規定に基づいた健康監視の取扱いを示してきました。

従来、新型インフルエンザがまん延している国又は地域に渡航していた者については、健康監視の対象としておりましたが、新型インフルエンザ対策本部においてとりまとめられた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」に基づき、濃厚接触者のみを健康監視の対象とし、今後の取扱いについては下記のとおり変更いたしました。

また、検査所は、患者の同乗者(濃厚接触者を除く)、及び新型インフルエンザがまん延している国又は地域に渡航していた者であって、患者と同乗しなかった者に対し、発熱や急性呼吸器症状等を生じた場合、当該者が保健所等に連絡するよう要請することとしていますので、当該者から報告を受けた保健所等は、速やかに感染症指定医療機関等と連携し、適切な診断と治療が行われるように調整いただくようお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い通知健感発第0513002号については本日より廃止し、運用していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 検査所は、患者の濃厚接触者を健康監視の対象者とし、検査法第18条第4項

及び法第15条の3の規定に基づき、以下の対応を行います。

2. 検疫所は健康監視対象者のリストを都道府県単位で作成し、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁へ送付します。
3. 都道府県等は、当該都道府県等が設置するすべての保健所の所管区域に住所を有する健康監視の対象者の情報を、その者が住所を有する所管区域の保健所に送付します。
4. 保健所は、以下を参考に、速やかに対象者へ電話等により健康監視の方法等を伝えてください。
 - (ア) 1日朝夕2回の検温及び体調の変化について、本人が毎日記録すること
 - (イ) 発熱や急性呼吸器症状（鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳）等認めるときは、本人が保健所に直ちに電話等により報告すること
 - (ウ) 保健所が電話等により毎日、別添を参考にして健康状態を聴取すること
 - (エ) 期間が新型インフルエンザ患者が搭乗した飛行機等が到着した日から7日間であること
 - (オ) 咳エチケット（咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など）及び石けんと水を用いた手洗いを励行すること
 - (カ) 外出はできる限り控え、学校や職場には行かないことが望ましいこと
5. 健康監視の対象者から発熱や急性呼吸器症状等の報告を受けた保健所は、速やかに感染症指定医療機関等と連携し、適切な診断と治療が行われるように調整してください。また、保健所はその状況を法第15条の3第2項及び第3項の規定に基づき厚生労働省に報告してください。
6. 健康監視の対象者リストの取扱いや健康監視の実施にあたっては、対象者のプライバシー等について十分に配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

添付資料 E-8

事務連絡

平成21年7月24日

各 〔都道府県
保健所設置市
特別区〕 衛生主管部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について

新型インフルエンザにかかるサーベイランス体制については、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」及び平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について」等においてお示しし、貴管内の関係機関への周知とその着実な実施をお願いしてきたところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の一部が改正され、平成21年7月22日健感発第0722002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の把握についてお示したほか、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生に係る情報をより迅速に共有するために、暫定的なサーベイランスシステムであるiNES IDを構築し、運用を開始することとなったところ、新型インフルエンザに係る今後のサーベイランス体制を下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、本事務連絡は、平成21年6月25日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」について、その内容を補足の上、改正するものであり、平成21年7月24日より適用することとする。また、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について」は、同年7月23日をもって廃止することとする。

記

第1 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制については、次に掲げるとおり、実施することとする。

- 1 感染拡大の早期探知のためのサーベイランス
 - (1) クラスタ（集団発生）サーベイランス（別添1）
 - (2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添2）
- 2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス
 - (1) ウイルスサーベイランス（別添3）
 - (2) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）
- 3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス
 - (1) インフルエンザサーベイランス（別添5）

第2 本事務連絡においては、第2に掲げるサーベイランスにおいて、感染症サーベイランスシステム（NESID）等により、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、感染の急激な拡大や重症化、病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合があることから、円滑な対応を図るため、次に掲げる事象を把握した都道府県、保健所設置市又は特別区の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。なお、当該連絡を受けた場合、最初の数例については、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

- (1) インフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生について、50人を超える規模のものを把握した場合
 - (2) 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
 - (3) 社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
 - (4) 新型インフルエンザ（A/H1N1）の入院患者が、入院中に人工呼吸器を使用したこと、急性脳症を発症していること又は集中治療室に入室していることを把握した場合
 - (5) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合
 - (6) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合
 - (7) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合
- 2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。

第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいうものとする。



健感発第0522001号
平成21年5月22日

各 都道府県
政令市
特別区
新型インフルエンザ担当部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について

標記につきまして、平成21年5月13日健感発第0513001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」(以下「届出通知」という。)等により、貴管内の各医療機関への周知等の対応をお願いしていたところである。

今般、新型インフルエンザの国内発生及び感染者数の増加を踏まえ、届出通知等における症例定義を下記のとおりとするので、再度貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

記

1. 届出通知別紙1を次のとおり改める。
2. 医師は、別紙1の症例定義に基づき、新型インフルエンザの疑似症患者と診断した場合には、直ちに以下の疫学的な情報を最寄りの保健所に連絡する。
 - ・ 感染が報告されている地域(国内外)への渡航歴・滞在歴
 - ・ 新型インフルエンザ患者又は新型インフルエンザが疑われる患者との接触歴
 - ・ 患者の周囲(職場、学校、家族など)にインフルエンザ様症状を呈するものがあるか 等
3. 当該連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)の本庁に報告を行うとともに、迅速な対応を講

じるため、併せて厚生労働省に報告する。都道府県等は、当該疑似症患者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」に該当するかについて検討する。

なお、「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」については、疫学的に感染の疑いが濃厚であるかどうか等を勘案して判断することとなる。

4. 検討の結果については、保健所から当該患者を診察した医師に伝え、疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、法第8条第2項の規定に基づき、患者とみなし、医師は、法第12条第1項の規定により、都道府県知事に別紙2の届出を行う。
5. 最終的な確定は、地方衛生研究所の検査結果をもって行う。医師は、この確定した患者または無症状病原体保有者について、法第12条第1項に基づき、別紙2を用い、直ちに最寄りの保健所へ届出を行う。

添付資料 E-10